

随意契約理由

令和5年(2023年)10月3日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | 都市整備課 |
| 発注担当課名 | 都市整備課 |
| 契約名称 | 千里ニュータウン地区デジタルまちづくり事業支援業務委託 |
| 契約内容 | 千里ニュータウン地区デジタルまちづくり事業支援業務委託 |
| 契約締結日 | 令和5年10月3日 |
| 及び契約期間 | 令和5年10月3日から令和6年3月31日 |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 関西電力株式会社 (大阪市北区中之島3-6-16) |
| 契約金額 | 6,790,300円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本業務は、「コミュニティの場の創出」など地域課題の解決に向けて、千里地区で地域住民が自ら運営するグリーンスローモビリティの運行とあわせてデジタルを活用したまちづくりをするものです。グリーンスローモビリティの運行スキームは、令和5年度から民間主導で開始される千里中央駅周辺の再整備に向けた区画整理手続き開始までの短期間で、千里中央地区再整備計画に基づいたモビリティスポットの検討や調整を完了しておく必要があります。</p> <p>当該事業者は、千里中央地区活性化協議会の構成員であり、千里中央地区の再整備に向けた検討や調整をおこなうとともに、過年度より千里地区でグリーンスローモビリティの実証を重ね、本事業への地域の周知と理解を積み上げ、地域課題解決に取り組む事業者の枠組みを構築しています。さらに、他地区で同様の事業を展開して、業務における十分なノウハウを積み上げています。</p> <p>このことから、本年度事業として短期間で事業取組体制の構築や地域との関係構築を行い、事業遂行できるのは当該事業者のみと考えるため、随意契約するものです。</p> |